



提供：石岡まちづくりアカデミーⅢ

主 な 内 容

- 市内公共施設 15 か所に設置
赤ちゃんの駅 P2
- 6月は土砂災害防止月間です
みんなで防ごう土砂災害 P3
- 気軽に外出を
福祉車両を貸し出します P7
- 受付期間 6月 14日～23日
夏休み期間の学童保育受付 P11
- 奈良・平安時代の鍛冶工房
「鹿の子遺跡展」を開催 P17

萬 福 寺

(茨城一)

茨城にある光林山 萬福寺は、曹洞宗の寺院で、本尊は県指定文化財の銅造阿弥陀如来三尊像です。

この寺は、十二世紀に税所貞成さいしよが同氏の菩提寺として建立したといわれ、税所氏代々の墓地があります。



市内公共施設 15か所に設置

気軽に親子で外出

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」

外出先で気軽に「授乳」や「おむつ交換」ができるスペースのことです。

乳幼児がいる保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

「赤ちゃんの駅」として登録された施設には、利用者が気軽に立ち寄れるよう、目印となるフラッグなどを目立つ場所に掲示しています。

この事業は、公共施設だけではなく、民間施設とも協力して取り組み、地域社会全体で子育て家庭を支える意識を高めています。

※「赤ちゃんの駅」は随時、公共施設や民間施設の協力を得て増やしていく予定です。

民間の施設で「赤ちゃんの駅」に協力できる場合は、こども福祉課まで連絡願います。

設置場所【市内公共施設】

- ・市役所
 - ・八郷総合支所
 - ・中央公民館
 - ・園部地区公民館
 - ・恋瀬地区公民館
 - ・中央図書館
 - ・石岡保健センター
 - ・八郷保健センター
 - ・児童館
 - ・児童センター
 - ・常陸風土記の丘
 - ・県フラワーパーク
 - ・県畜産センター
 - ・つくばねオートキャンプ場
 - ・まちかど情報センター
- 施設の休館日および開館時間外は利用できません。

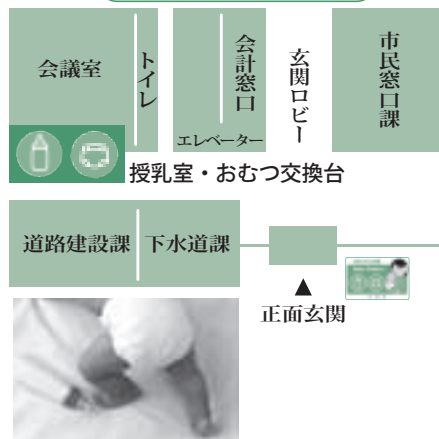
「赤ちゃんの駅」利用にあたって

「赤ちゃんの駅」は、授乳やおむつ交換のどちらか一つができるスペースのことをいうため、各施設では設置状況や利用条件などが異なります。利用の際は各施設の管理者が示す使用条件に従い利用ください。

現在は、「授乳」や「おむつ交換」ができるスペースの提供だけです。

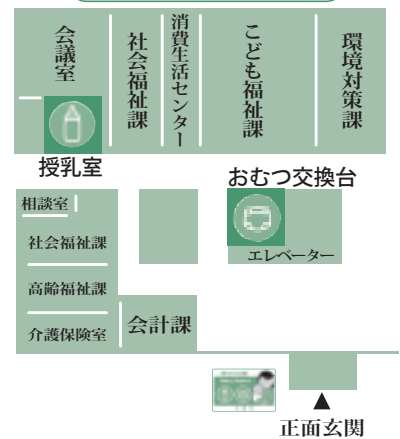
赤ちゃん連れで外出した際には、ぜひ活用ください。ごみの持ち帰りに協力願います。

八郷総合支所



八郷総合支所 授乳室・おむつ交換台

市役所



市役所 授乳室

● 問い合わせ
こども福祉課
☎ 233・1111
(内線159)

6月は、土砂災害防止月間です

みんなで防ぼう土砂災害

●問い合わせ 総務課 ☎ 23-1111 (内線 255)

6月は、土砂災害の防止と被害の軽減を目的とした土砂災害防止月間です。

昨年の山口県内で発生した土砂災害は、記憶に新しいところ

です。
土砂災害を防ぎ、安心して住むためには、「自分の身は自分で守る」という意識をしつかりと持つことや、行政や地域住民同士の連携をとりながら、早めに避難をすることが大切です。

市内49か所が、土砂災害警戒区域等の指定(平成22年3月8日茨城県知事指定)を受けました。今後、市では危険性のある区域ごとの警戒体制や避難計画を作成する予定です。

なお、今回指定を受けていない区域でも、がけ崩れなどが発生するおそれのある場所もあります。これからも継続して調査は行われますが、身の周りの危険箇所に対しては、日頃からの注意が大切です。

※土砂災害警戒区域等の指定に関する図書は、市役所総務課、八郷総合支所総務課と県土浦土木事務所で閲覧できます。

図面は、ホームページでも見ることが出来ます。

・県土木部河川課のホームページ
http://www.pref.ibaraki/bukyoku/doboku/01class/class06/市のホームページ

・http://www.city.shiokai.jp/「トップページ」↓「くらしの情報」↓「防災」↓「土砂災害警戒区域等」



こんなときは、注意や避難を！

① 土石流

★「山鳴り」といって、山全体がうなっているような音がするとき

★川の流れが急に濁ったり、木が流れてきたとき

★雨が降り続けているのに、川の水が減っているとき

② 地すべり

★地面にひび割れができたとき

★地面の一部がへこんだり、盛り上がったとき

★池や沼の水の量が、急に変わったとき

★井戸の水が濁ったとき

③ がけ崩れ

★がけから小石がバラバラと落ちてきたとき

★がけに割れ目が出てきたとき

★がけから水がわき出てきたとき

土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報が発表された後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、県と水戸地方気象台が共同して発表する情報です。

市町村単位で、テレビやラジオで発表され、市の防災活動や住民による自主避難の判断に利用されます。

大雨警報が出たときは、この情報に十分注意してください。

大雨注意報

大雨により、災害が起これるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。

大雨警報

大雨により、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

土砂災害警戒情報

霞ヶ浦の浸水範囲

洪水ハザードマップ(霞ヶ浦)

市では、霞ヶ浦の浸水想定区域図に基づき、霞ヶ浦が増水し、水があふれた場合の浸水範囲と深さを表示した洪水ハザードマップを作成しました。

特に霞ヶ浦周辺に住んでいる人や、釣り・サイクリングなどで湖岸を利用する人は、万が一の場合に備え、マップの確認をしてください。

広報いしおか
6月1日(土)か
折り込み

国民年金の保険料



申請により 免除や猶予ができます

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があり、申請により免除・猶予ができます。

免除や猶予を受けず保険料が未納で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害・遺族基礎年金が受けられないことがあるのでご注意ください。

※学生は対象外です。学生納付特例制度を利用ください。

保険料免除制度

●申請により

- 全額免除
- 一部納付（4分の1・半額・4分の3納付）

●対象者（申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象）

- ①前年所得が少ない人（所得のめやすは表を参照ください）
- ②平成21年度以降に失業・倒産などにあつたことが確認できる人
- ③障害者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の人

若年者納付猶予制度

30歳未満

●ほかの年齢層に比べて所得が少ない若年層（20～30歳未満）

の人が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取れなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、後払いができる制度です。

●対象者（申請者本人と、配偶者が所得審査の対象）

- ①前年所得が少ない人（所得のめやすは表を参照ください）
- ②平成21年度以降に失業・倒産などにあつたことが確認できる人

免除・猶予制度の世帯構成別の所得のめやす

（単位：万円）

| 世帯構成 | 保険料免除制度 | | | | 若年者 (30歳未満) 納付猶予制度 |
|----------------|---------|--------|------|--------|--------------------------|
| | 全額免除 | 4分の1納付 | 半額納付 | 4分の3納付 | |
| 4人世帯 夫婦・子2人 | 162 | 230 | 282 | 335 | 162 |
| 2人世帯 夫婦のみ | 92 | 142 | 195 | 247 | 92 |
| 単身世帯 | 57 | 93 | 141 | 189 | 57 |

●問い合わせ

市役所保険年金課

☎23・1111

（内線133）

八郷総合支所市民窓口課

☎43・1111

（内線1122）

保険料の追納（後払い）を利用ください

保険料の免除や猶予を受けたら、納付猶予期間は、受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

このため、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を追納することができます。

免除や猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するには、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

免除・猶予を受けた期間分を追納することで、老年基礎年金を満額に近づけることができます。

石岡市の医療福祉費支給制度

妊産婦 助成対象疾病が県の制度に統一



7月1日から、妊産婦を対象にした市の医療福祉費支給制度（マル福）が見直され、妊産婦に治療が必要と認められた疾病に限り助成対象となる、県の制度に統一されます。

7月1日以降のマル福受給者証の申請には、産婦人科医の証明が記載された申請書が必要です。

また、マル福受給者証を交付された人が、産婦人科以外の医療機関で受診する場合は、産婦人科医療機関の紹介状があればマル福が受けられます。

なお、6月中に母子手帳が交付され、市のマル福医療福祉費受給者証を申請した人は、7月以降も出産の翌月まで市の助成対象になります。

●助成対象疾病

- ①妊娠高血圧症候群
- ②糖尿病
- ③貧血
- ④産科出血
- ⑤心疾患
- ⑥切迫早産
- ⑦妊娠中に発生した医療を要する疾病で、医師が特に必要と認めたもの

こんなときは14日以内に届け出を！

| 異動の事例 | 手続きに必要なもの |
|----------------------|------------------------|
| 加入するとき | |
| 他の市町村から転入してきたとき | 転出証明書、認め印 |
| 職場の健康保険を脱退したとき | 健康保険を脱退した証明書、認め印 |
| 家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 被扶養者からはずれた証明書、認め印 |
| 子どもが生まれたとき | 保険証、母子健康手帳、認め印 |
| 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書、認め印 |
| 外国籍の人が加入するとき | 外国人登録証明書、認め印 |
| 脱退するとき | |
| 他の市町村に転出するとき | 保険証、認め印 |
| 職場の健康保険に加入したとき | 国保と加入した健康保険の両方の保険証、認め印 |
| 家族の健康保険の被扶養者になったとき | 保険証、認め印 |
| 国保の被保険者が死亡したとき | 保険証、死亡を証明するもの、認め印 |
| 生活保護を受けるようになったとき | 保護開始決定通知書、保険証、認め印 |
| 外国籍の人がやめるとき | 保険証、外国人登録証明書 |
| 上以外 | |
| 住所、世帯主、氏名などが変わったとき | 保険証、認め印 |
| 退職者医療制度に該当しなくなったとき | 保険証、認め印 |
| 修学のため他の市町村に住所を異動したとき | 保険証、在学（園）証明書 |
| 保険証の紛失、汚損してしまったとき | 本人を証明できるもの、汚損した保険証、認め印 |
| 退職者医療制度に該当したとき | 保険証、年金証書、認め印 |

国保の届け出、済んでますか？

国民健康保険は、いざというときの病気やケガに備えて、加入者が保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。国保に加入または脱退するときや、家族に異動があったときなどは、世帯主または委任を受けた人が必ず届け出をしてください。



★加入の届け出が遅れると……

加入資格が発生した時点まで保険税を納めなければならなりません。また、その間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

★脱退の届け出が遅れると……

保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう人がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返してもらうこととなります。

●問い合わせ

保険年金課

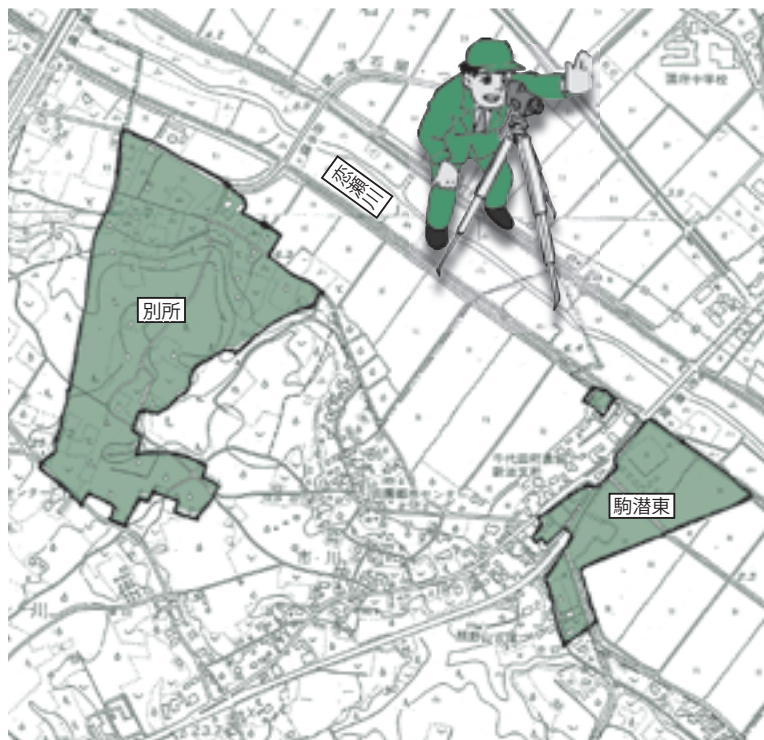
☎23・1111

(内線164)

平成22年度
地籍調査事業は

恋瀬川右岸地区

別所・駒潜東ほか



今年度は、恋瀬川右岸地区の別所・駒潜東ほか（図の太線内）を調査対象とします。

国土調査法に基づいて調査と測量を行い、現地と一致する正確な地図（地籍図）・簿冊（地籍簿）を作成します。
※土地の境界立会いを行う場合は、事前に文書で通知します。

●問い合わせ

地籍調査課

☎23・1111

(内線487)

忘れずに 子ども手当の 現況届



●問い合わせ
子ども福祉課
☎23・1111
(内線159)

子ども手当を受けている人は、毎年6月中に子ども手当を引き続き受ける要件を確認するための「子ども現況届」を提出することになっています。提出がない場合、6月以降の手当は、届出があるまで支給されないのでご注意ください。

※公務員の人は、勤務先での手続きとなります。

現況届の提出が不要な人
児童手当を受給されていなかった人で、4月以降に子ども手当を新規申請した人（4月1日以降に出生・転入した人、中学2・3年生の子どものみの人、児童手当を所得超過で受給していなかった人など）

※児童手当を受給していた人で、4月以降に中学2・3年生の子ども（平成7年4月2日）

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」

「電波のルールを守りましょう」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用してもらうための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化します。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

●問い合わせ

関東総合通信局

- ・不法無線局による混信・妨害
☎03-6238-1939
- ・テレビ・ラジオの受信障害
☎03-6238-1945
- ・放送相談（地上デジタル放送）
☎03-6238-1944

6月1日
～10日

平成9年4月1日生）の「額改定認定請求書」を提出した人は、児童手当から引き続き認定されている子どもの確認をするため「現況届」の提出も必要になります。

該当する人には、通知書を6月上旬までに郵送します。

- ※受付期間・場所
- ・6月14日（月）～25日（金）
 - 市役所 4階会議室
 - 八郷総合支所 市民窓口課
 - 午前9時～11時30分
 - 午後1時～4時
 - ・6月28日（月）～30日（水）
 - 市役所 公民館市民窓口課
 - 八郷総合支所 市民窓口課
 - 午前8時30分～午後5時15分
 - （水曜日は、午後7時まで）
 - ※土・日は除く。
 - ※郵送でも提出できます。
 - ※添付書類
 - 郵送する通知書で確認ください。

狭い道路でのセットバックに協力を

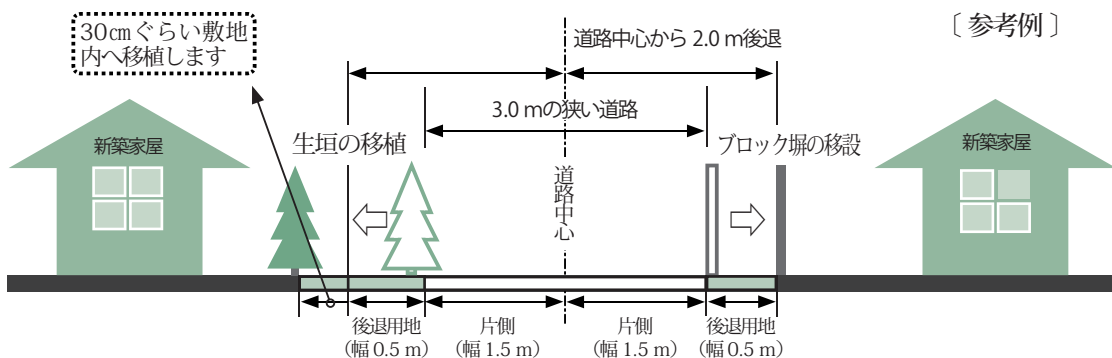
塀・生け垣の移設に補助

建築基準法では、1.8 m以上4 m未満の道路に接する敷地に建築物を建設する場合、道路の中心線から2 m後退することが義務化されています。この後退する敷地内の塀などは撤去しなければなりません。市内には、このような狭い道路が多く、日常の交通や緊急車両の進入が困難になっています。

また、地震でブロック塀などが倒壊して死傷者が発生したり、避難や救助活動の支障となることも考えられます。これを改善するため、市では次の補助制度を設けて狭い道路の整備を行っています。

- ・後退用地内にある塀や生垣などの撤去費用の補助
- ・後退用地の分筆登記にかかる費用の補助
- ・後退用地の買い取りまたは、寄付の受け入れ

◆申し込み・問い合わせ
建築住宅指導課
☎23・1111
(内線422)



受講生募集!

「石岡市地域介護ヘルパー養成研修」



◆応募資格

市内在住の中学生以上の人
で、原則として研修の全日程に
出席できる人。
※中学生の場合、保護者の同意
が得られる人。

◆募集人員 40名

(中学生・一般 各20名)
※申込多数の場合は、抽選とな
ります。

◆研修期間 10日間

| 講義 5日間 | 7月11日(日)開講式、 18日(日)、25日(日)、 27日(火)、28日(水) |
|------------|--|
| 演習 3日間 | 8月3日(火)、4日 (水)、6日(金) |
| 実習 1日間 | 8月9日(月)、10日 (火)、11日(水)、12 日(木)、17日(火)、 18日(水)、19日(木) のうち1日 |
| 閉講式 1日間 | 8月22日(日) |

◆研修場所

ふれあいの里石岡ひまわりの館
(石岡市大砂1052716)

※実習は近隣の施設などを予定
しています。交通手段は、各自
でお願いします。

◆受講料 無料

(教科書代として3100円が
別途かかります)

◆申込方法

社会福祉協議会へ電話、または
直接申し込みください。

※市内の中学校に通学している
場合は、学校を通しての応募と
なります。

◆申込締切 6月18日(金)

※この研修には、認知症介
護の基礎知識「認知症サ
ポーター養成講座」が含ま
れています。講座修了者に
は、認知症サポーターとし
て認知症の人を支援する意
思を示す「オレンジリング」
が渡されます。

◆申し込み・問い合わせ

市社会福祉協議会
☎22・2411

気軽に外出を

福祉車両を 利用ください

貸し出します

●申し込み・問い合わせ
市社会福祉協議会
☎22-2411

市社会福祉協議会では、福祉
車両(車いす対応車)を貸し出
します。

一般車では乗車が困難な高齢
者・障害者(児)が、気軽に外
出を楽しんだり、病院への通院
や自宅への外泊などに利用でき
ます。運転者は、利用者の移動
に協力できる人です。
ぜひ利用ください。

【利用日・利用時間】

- ・利用日数は、原則として一回
につき2日以内
- ・年末年始(12月29日から翌年
1月3日)を除く、午前8時30
分から午後5時15分まで
- ・業務に支障がある場合を除く



【利用方法】
利用日の1か月前から受け付
けます。
市社会福祉協議会に申し込ん
でください。

※介護サービス事業への就労を
目的とした研修ではありません
ん。

地域の福祉ボランティア
や介護予防の担い手を養成
するため、地域介護ヘルパ
ー養成研修を実施します。
福祉活動に興味や関心のある人、より良い家族介護
技術を取得したいと考えて
いる人の応募を待っています。

まちの 話題 できごと

小学校に694人、中学校に781人が入学

4月7日、市内19の小学校で入学式が行われ、694人が新



▲入学式での担任紹介(東小体育館)

1年生になりました。

翌8日には、市内の8中学校で781人の新入生を迎え、入学式が行われました。

東小学校でも、3クラス104人の新人児童が、保護者や上級生教職員、多くの来賓の拍手に迎えられて入場しました。

高橋貞二校長は式辞で、「①あいさつ②しんせつ③たくましくの三つをみんなにお願いします。これらの頭文字をとると『あした』になります。夢と希望のある明日に向かってがんばってください」と話しました。

11組の農家が家族経営協定を締結

3月25日、八郷総合支所の会議室で家族経営協定調印式が行われました。

「家族経営協定」とは、家族で取り組む農業経営について、自分たちに合った経営方針や家族内での役割、就業条件などについて話し合いのうえ、家族みんなで取り決めるものです。今回は、立会人の見守る



▲立会人と当日調印した家族

中、調印予定の11家族中7組が参加して協定を締結しました。協定書は、それぞれの家族の状況に合わせて作成しているため、すべて違う内容になっています。

その後、調印家族を代表して小松與平さんが「この調印をきっかけに、皆様の協力をいただきながら農業経営をがんばっていききたい」と抱負を述べました。

高浜釣大会に755人の太公望が参加

4月18日、J R 高浜駅周辺の恋瀬川流域で、第41回茨城県高



▲大物を狙い釣り糸を垂らす釣り人たち

浜釣大会が開催されました。当日は、鯉のぼりが泳ぐ空の下、市内や近隣から参加した755人の太公望たちが腕を競いました。参加者には小中学生の釣り人もいて、大人に負けじと大物をねらって釣り糸を垂らす姿も見られました。

入賞者のうち、上位4賞を紹介します。

- ・ 県知事賞 清司直也
- ・ 市長賞 中泉 清
- ・ 県議会議長賞 吉沢雄図
- ・ 市議会議長賞 矢口文次

*その他の受賞者など詳しくは、市観光協会ホームページ(<http://ishioka-kankou.com/>)を参照ください。

朝日トンネルの本体工事がスタート



▲朝日トンネル完成予想図(石岡側)

3月25日、朝日トンネル(仮称)の安全祈願祭が、石岡・土浦の両市側で行われました。

このトンネル(延長1784m)は、本市と土浦市を結ぶ朝日峠を貫くもので、平成24年度の供用開始に向け本体工事がスタートしました。

このトンネルが開通することで、車両が安全に通行できるようになるとともに、新たな観光周遊ルートの形成や、土浦・つくば方面へのアクセスの向上など地域振興に寄与することが期待されます。

地磁気観測所の一般公開に195人が見学

毎年、科学技術週間に行われている気象庁地磁気観測所施設の一般公開が、今年は4月18日に行われ、195人が見学に訪れました。

当日は、地磁気に関する様々な展示や実験、南極や地磁気についてのミニ講演会などが行われました。また、大正時代の歴史的建造物なども見学することができました。

見学者からは「実験体験コーナーがおもしろかった」「係員の説明が丁寧で分かりやすかった」などの声が寄せられました。



▲様々な実験をする見学者たち

お釈迦様の生誕を祝う花まつり



▲お釈迦様に甘茶をかける参拝客

町公民館が竣工すると、さらに地区住民の気持ちは盛り上がり、「幸町音頭」が作られました。作詞は地区在住で茨城県民の歌の作詞も手掛けた川上宏昭さん、作曲は岡田佳久さんです。

4月8日、国分寺境内といしおかイベント広場を会場に、お釈迦様の生誕を祝う花まつりが開催されました。

当日は、晴天に恵まれたうえ桜の花も満開で、薬師堂前に置かれたお釈迦様の周辺は甘茶をかける人で賑わいました。また、花まつり奉賛会により、甘茶や甘酒が振る舞われました。

いしおかイベント広場では、恒例のびつくり市や各種模擬店が並び、多くの人が訪れました。

「幸町音頭」が完成し 幸町公民館で発表会

幸町地区では、国府会館が老



▲幸町公民館にて

4月29日には、幸町公民館で幸町音頭の発表会が開催され、多くの住民が見守る中、囃子や踊りとともに披露されました。今後、幸町音頭は、地区の様々なイベントなどで歌われます。

ヤマト運輸が小桜小で交通安全教室を開催



▲車の死角を実際に体験する児童

3月23日に小桜小学校で、ヤマト運輸株式会社による交通安全教室が行われました。

これは、ヤマト運輸の社会貢献活動の一環で、子どもの交通事故防止を願って全国で行っています。

当日、1〜3年生は道路を横断する時の正しい歩行を、4〜6年生は自転車の走行の仕方を学びました。また、ダミー人形を使っての自動車との衝突実験で、衝突時の衝撃の強さを目の当たりにした児童は、交通事故の恐ろしさを肌で感じる事が

できました。小桜小では、この日学んだことを生かし、今年も交通事故ゼロを目指します。

商業生が交通安全街頭キャン・ペーン参加

春の全国交通安全運動の一環として、4月13日に国道355号県立石岡商業高校協の交差点で、交通安全街頭キャン・ペーンを実施しました。この活動には、石岡商業生30人と石岡警察署員、交通安全協会や交通安全母の会の会員などが参加しました。

参加者は、運転者や歩行者にチラシや啓発品を配布しながら交通安全を呼びかけました。



▲交通安全を呼びかける商業生

交通安全を願う黄色いランドセルカバー

3月30日、石岡地区交通安全協会（川村博会長）から、今年も市内の新人児童に交通安全の黄色いランドセルカバーが寄贈されました。

このカバーは、新人児童を交通事故から守ろうと、毎年贈られています。保護者にも、交通安全のPRとドライバークラスへの啓発を兼ねて交通安全のチラシが配られました。また、カバーをはずした2年生には、ランドセル用の反射材が贈られました。黄色いランドセルカバーや反射材を見かけたら、やさしく見守ってください。



▲細谷石岡支部長



ランドセルカバー▶

新入児童を守る 防犯ブザー寄贈

3月31日、株式会社常陽銀行



▲大和田支店長



▲防犯ブザー

（大和田正二石岡支店長）から、新人児童に防犯ブザーが寄贈されました。

これは、常陽銀行の地域貢献活動の一環として、小学生一人ひとりの安全と、安心して生活できる地域社会づくりに役立てて欲しいと贈られたもので、今年で6回目となります。

寄贈されたLEDライト付きの防犯ブザーは、新人児童に配られ、子どもたちの登下校の安全を守ります。

交通事故防止のため 横断旗を寄贈

八郷ライオンズクラブ（本図一衛会長）が、昨年に引き続き八郷地区の10小学校に横断旗150本を寄贈しました。

これは、児童が交通事故にあ

わないようにとの願いが込められたもので、今年は、昨年の備え付け用に変えて、通学班の班長が毎日持ち歩く旗を贈りました。

横断旗は、3月中に会員が各学校を訪問し、校長や代表児童に手渡しました。



▲代表児童に旗を手渡す本図会長（柿岡小学校）

柏原工業団地運営協議会がベンチを寄贈

3月30日、柏原工業団地運営協議会（後藤守孝会長）から市のために役立てて欲しいと、ベンチ2基が寄贈されました。

これは、産業祭の抽選会の収益金による寄贈です。

ベンチは、市役所の庁舎前と

石岡運動公園に設置されました。



▲柏原工業団地運営協議会役員

市役所に設置されたベンチ▶

交通安全県民運動 模範推進者に感謝状

県交通安全協議会会長（県知事）から、交通安全県民運動模範推進者として4人に感謝状が贈ら



▲左から大堤さん、小貫さん、篠塚さん、野口さん

れました。

これは、平成21年中に地域で街頭立哨活動や交通安全キャンペーンなどの交通安全活動を積極的に実践し、交通安全の推進に貢献したことが認められたものです。

- 受賞者（敬称略・順不同）
- ・大堤はるみ
- ・小貫妙子
- ・篠塚 仁
- ・野口 実

水石展で 自然の美しさを堪能



▲展示された水石を鑑賞する来場者

4月24・25日、国府地区公民館で石岡遊石会（原田豊三会長）による第5回

水石展が開催されました。

今年は、八溝石をはじめ全国各地の水石45点が展示されました。

期間中は、多くの愛好家たちが訪れ、水盤や台座の上に凝縮された自然の美しさを堪能していました。



学びの支援者「市民講師」

応援します！ あなたの生涯学習



『何かはじめてみようかな』
と思ったことはありませんか。
こんなことを学んでみたいと
思ったときに「市民講師」が、
応援します。

◆登録ジャンル

- ★絵画・書道・茶道・華道・写真・彫塑・音楽
- ★伝統芸能・舞踊・ダンス・歌舞伎講座
- ★生涯教育・外国語・文学・文芸・郷土史
- ★園芸・工芸・手芸・ハワイアンリボンレイ
- ★料理・着付・食品衛生
- ★スポーツ・エアロビクス・健康法など

◆市民講師の活用

- ①5名以上のグループで学習内容、学習場所を決めます。
- ②市民講師と直接日程などを交渉します。
- ③講座の実施。

市民講師の利用案内（講師登録名簿）は生涯学習課・各地区公民館と、ホームページで見ることが出来ます。
また、市民講師の登録も随時募集しています。

◆問い合わせ

生涯学習課
☎ 43・1111
（内線12338）
<http://www.city.ishioka.lg.jp/>



経験豊富な結婚相談

石岡地方結婚相談所

石岡市・かすみがうら市・小美玉市の3市では、結婚を望む人のために石岡地方結婚相談所を開設しています。詳細は、結婚相談員・事務局まで問い合わせください。秘密は厳守されます。

- 石岡地方結婚相談所事務局
市民生活課内
☎ 23-1111（内線 265）



●結婚相談員【石岡市】

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 上田 好一（若松二） ☎ 23・0519 | 一 條 國治（東石岡五） ☎ 26・2260 |
| 石橋 貞利（貝地二） ☎ 22・5021 | 市村 吉正（小幡） ☎ 42・3311 |
| 岡崎 敏（北府中一） ☎ 23・1716 | 大場 當子（佐久） ☎ 43・6435 |
| 小松崎 恵子（東田中） ☎ 26・4597 | 真家 三英（真家） ☎ 46・1898 |



受付期間
6月14日～23日

夏休み期間の学童保育受付

- 問い合わせ 生涯学習課
☎ 43-1111（内線 1237）

仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学1～3年生の児童を、授業終了後から午後6時30分まで預かる学童保育を、市内15小学校の児童クラブで実施しています。

今回は、夏休み期間中の学童保育（午前8時～午後6時30分）の申し込みを受け付けます。

申込書は、各小学校児童クラブ、生涯学習課、市役所総合窓口③番に備えてあります。

☀ 受付期間

6月14日（月）～23日（水）

☀ 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、各小学校児童クラブに申し込みください。

☀ その他

児童クラブを実施していない葦穂小、恋瀬小、吉生小、小幡小は近隣の児童クラブに空きがある場合のみ、受け付けます。